

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成27年3月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成27年3月2日(月)
午後1時30分から午後2時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
議案第5号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第6号 平成27年3月における選挙人名簿への登録について
議案第7号 平成27年3月における選挙人名簿の調製について
議案第8号 直接請求の法定数の告示について
議案第9号 平成27年3月における選挙人名簿に係る縦覧について
議案第10号 平成27年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 佐藤 文昭 書記 山口 正弘
書記 草山 尚拓
- 7 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午後1時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。3月に入り、随分春めいてまいりましたが、風はまだ冷たく感じます。

ところで、新聞報道によりますと、昨日常磐自動車道の未開通区間が開通し、全線が開通したとのこと。依然として放射線量が高い地域はございますが、東北方面へのアクセスが向上することと思えます。交通網の発展はどうしても東京を中心としたものとなりがちですが、本村でも各所で道路の整備が進み、非常に便利となったと感じるところです。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、平成27年3月の定時登録に係るもの6件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第5号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第5号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第5号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第6号 平成27年3月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第6号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成27年3月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成27年3月1日、登録日は平成27年3月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成26年12月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。(2)成人者が、平成7年3月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第6号 平成27年3月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第7号 平成27年3月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第7号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成27年3月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回茨城県議会議員一般選挙の選挙時登録者数30,226名から20名増の30,246名となりました。20名増の根拠といたしましては、抹消者数が291名、回復者数が1名、新規登録者数が239名、新有権者数が71名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第7号 平成27年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第7号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第8号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第8号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第8号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第8号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第9号 平成27年3月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第9号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成27年3月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成27年3月3日（火）から平成27年3月7日（土）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第9号 平成27年3月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第9号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第10号 平成27年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第10号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成27年3月3日（火）から平成27年3月7日（土）までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第10号 平成27年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第10号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○山口書記 次回の選挙管理委員会は新年度を予定しています。例年、東海村白バラ会の総会が4月から5月に行われる場合、新年度の委員会はその日程に合わせておりますが、総会の日程については、白バラ会会長の意向を確認しながら進めてまいりますので、また改めて御連絡を差し上げたいと存じます。

○本多委員長 その他、何かありますか。

○大友委員長職務代理者 選挙に関する新聞記事をスクラップしてまいりましたのでご覧ください。4つの記事を切り抜きましたが、1つ目と2つ目は茨城県内のニュースです。

1つは、先の茨城県議会議員一般選挙牛久市選挙区で、落選した候補から訴えのあった当選人の当選無効の申し出を茨城県選挙管理委員会が受理したという話題です。票差は342あったとのことですが、それでも異議を申し立てることがあり得るということを示すべく、紹介させていただきました。

もう1つは、同じ県議選の東茨城郡南部選挙区と石岡市選挙区で、告示前の飲食接待や脱法文書の配布の罪で、簡易裁判所から略式命令が出されたとの話題です。こちらは、身近なところで未だにこのような選挙違反が行われていることを示すべく、紹介させていただきました。

3つ目と4つ目は、全国のニュースから。それぞれ香川県高松市と仙台市青葉区の開票所で生じた白票の水増し事件についてです。高松市の案件については、既に開票作業に携わった元市幹部に有罪判決が下され、複数の職員が懲戒免職となったとのこと。

おそらく、票数が合わないことに焦りを感じての行動であったと推測しますが、選挙民としては、選挙の公正をないがしろにするもので、あってはならない事件だと言えます。

本村の選挙事務については、事前準備を徹底し、職員が段取り良く進めていると感じておりますが、世の中にはこのような事件が生じていることを他山の石として、今後も適正な選挙の執行に取り組まなければならないと肝に銘じるものであります。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時